

保育認定（2・3号認定）を受けた児童の利用者負担額表（月額）※1

階層	該当する所得割等	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯 ※2	0円	0円
C1	48,600円未満	11,000円	10,820円
D1	48,600円以上 67,000円未満	15,680円	15,420円
D2	67,000円以上 97,000円未満	22,550円	22,170円
D3	97,000円以上 140,000円未満	30,250円	29,740円
D4	140,000円以上 169,000円未満	39,600円	38,930円
D5	169,000円以上 254,000円未満	45,870円	45,100円
D6	254,000円以上 301,000円未満	53,740円	52,830円
D7	301,000円以上 341,000円未満	60,170円	59,150円
D8	341,000円以上 397,000円未満	65,450円	64,340円
D9	397,000円以上	75,900円	74,610円

【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯)の世帯に係る負担額】

C0	48,600円未満	4,400円	4,400円
D01	48,600円以上 67,000円未満	4,400円	4,400円
D02	67,000円以上 77,101円未満	4,400円	4,400円

※1 月の途中で入所又は退所した場合は日割り計算します。

※2 所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はC階層に該当します。